



平成 22 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 **アンリツ株式会社**  
代表者名 代表取締役社長 橋本 裕一  
(コード番号 6754 東証第 1 部)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長  
川辺 哲雄  
(TEL. 046-296-6507)

### 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 19 年 6 月 27 日開催の当社第 81 期定時株主総会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的に、「**株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**」（会社法施行規則第 118 条第 3 号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）及び「基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）としての「**当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）**」（以下「旧プラン」といいます。）を付議し、株主の皆様にご承認いただきました。旧プランは平成 22 年 6 月 24 日開催予定の当社第 84 期定時株主総会終結の時をもって有効期間満了となることから、当社取締役会は、情勢の変化、法令等の改正その他諸々の状況を踏まえ、当社における買収防衛策の在り方について検討を行ってまいりました。その結果、平成 22 年 4 月 27 日開催の当社取締役会において、旧プランの基本方針を維持することを確認したうえで、旧プランの一部に法令改正その他の所要の修正を行い策定した「**当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）**」（以下「本プラン」といいます。）を継続導入することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、本プランは、平成 22 年 6 月 24 日開催予定の当社第 84 期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に導入することといたします。また、本プランの導入につきましては、社外監査役 2 名を含む監査役全員から、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、同意を得ております。

旧プランからの改定の主な内容は次のとおりです。

- ①買付行為評価期間延長の場合の上限（原則として 30 日間）を設定しました。
- ②対抗措置発動要件を整理（厳格化）し、「買付けの条件等が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付けである場合」を削除しました。
- ③対抗措置発動に際して、独立委員会の勧告に基づいて株主意思確認のための株主総会を開催できる旨を規定しました。
- ④金融商品取引法等の法令の改正や株券電子化に伴う修正、その他所要の修正を行いました。

## 1. 基本方針等

### (1) 当社の事業特性（企業価値の源泉）

当社は、「誠と和と意欲をもって、“オリジナル&ハイレベル”な商品とサービスを提供し、安全・安心で豊かなグローバル社会の発展に貢献する」ことを経営理念とし、創業以来 110 年余りにわたって、情報通信分野においてオリジナル&ハイレベルな技術で商品を提供し、グローバルなネットワーク社会の発展に貢献してきており、現在は、グループとして、計測事業、情報通信事業、産業機械事業及びその他の事業を展開しています。

当社がこれまで蓄積してきた有線通信・無線通信の両分野にわたる技術は、現在の主力ビジネスである計測事業の根幹をなすものであり、その商品・ソリューションは、日本のみならず世界各国の通信事業者や、通信用機器・端末機器・電子デバイス等の製造業者等で広く使用されております。情報通信事業は、映像監視ソリューションなどを通して、暮らしの安全に貢献してまいりました。また、産業機械事業は、主に食品・薬化学品業界向けに、重量選別機や異物検出機等を提供し、消費者の安全・安心に貢献しています。

これまで 110 年余りにわたって蓄積した通信技術・計測技術・検査技術は当社のコア技術であり、顧客からの厚い信頼を得てきました。また、取引先との強固な関係、信頼に基づく良好な労使関係も、当社の重要な経営資源であり、これらが当社グループの企業価値の源泉となり、株主共同の利益を構築していると考えています。

### (2) 基本方針

当社は、公開企業として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否か、ひいては会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様に基づき決定すべきものと考えます。一方で、当社は、前記(1)で述べた、企業価値の源泉となり株主共同の利益を構築している経営資源の蓄積を最大限に生かし、当社グループのブランド価値を高めていくためには、中長期的観点からの安定的な経営及び蓄積された経営資源に関する十分な理解が不可欠であると考えています。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると考えています。

この点、当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくよう IR 活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、株主の皆様が適切に大規模な買付行為に応じるか否かの判断を行うためには、当社取締役会からの情報提供に加え、かかる大規模買付者から十分な情報を提供いただき、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会がこれに対する評価・意見等を提供することにより、株主の皆様が適切な判断を行うために必要かつ十分な情報及び時間が確保されることが極めて重要になるものと考えております。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、

当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。こうした観点から、当社は、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細については、後記3. (4)をご参照ください。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会における一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。また、大規模買付ルールに従ったものであっても、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと認められる大規模な買付行為に対しては、対抗措置を講ずる必要があると考えております。

以上を踏まえ、当社は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、例外的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれが存する場合には、かかる大規模買付者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において相当な措置を講じることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上をはかることが必要であると考えております。

なお、現時点において、特定の第三者から、大規模買付行為を行う旨の通知、打診、提案等は受けておりません。

## 2. 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取組み

### (1) 中期経営計画の策定等

情報通信ネットワークの分野においては、固定通信、移動通信の両分野における多様な方式によるブロードバンド化の推進と統合化の動きや、それらを利用した多種多様なサービスが進展しています。特に移動通信の分野では、次世代の世界共通のプラットフォームとなるLTE（Long Term Evolution）等、多様な新方式の開発と導入が盛んです。

このように技術革新がめまぐるしく進み、グローバルな競争が激化している中、当社は、平成20年1月から、「利益ある成長」戦略を再構築する「経営革新2008」に着手し、継続的に取り組んでまいりました。また、利益ある持続的成長を目指した中期経営計画を策定し、その実現に向けてグループを挙げて取り組んでおります。

事業部門別の具体的な取組みとしては、計測事業は、LTEなど通信市場での成長分野の強化、エレクトロニクス市場の開拓、サービス・アシュアランス事業の再構築などにより収益性の確保をはかってまいります。

情報通信事業は、IPネットワーク技術をコアに、防災、監視ネットワークビジネスの拡大を目指します。

産業機械事業は、食品に対する安全意識が世界的に高まっている中、異物検出技術をコアに、アジアなどの成長市場への展開を進めるとともに、収益性の向上に取り組んでまいります。

当社は、これら中期経営計画等を実現し、安全・安心で豊かなグローバル社会の発展に貢献することが、当社グループの責務であるとともに、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。それ故、中期経営計画等に基づく取組みは、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものとして、前記1. (2)の基本方針に沿うものと考えます。

## (2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応し、企業価値を継続的に向上させていくため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する環境と意思決定システムの整備に努めています。

具体的には、当社は、取締役会と監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。執行役員制度の導入により、取締役会の経営監督機能を強化するとともに、権限委譲による意思決定の迅速化をはかっています。また、経営監督機能の一層の強化を目的として、独立性のある社外取締役を1名選任しています。なお、当社第84期定時株主総会において、独立性のある社外取締役1名を含む取締役選任議案を付議する予定であり、同議案が承認可決されますと、独立性のある社外取締役は2名となります。さらに、社外取締役や社外有識者が委員となっている報酬諮問委員会を、取締役会の諮問機関として設置し、取締役・執行役員・理事の報酬制度や具体的な評価について審議することにより、役員報酬に関する透明性・客観性を高めております。

このような取組みは、当社の企業価値を高めるものであり、その結果、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものとして、前記1. (2)の基本方針に沿うものと考えます。

## 3. 本プランの内容

### (1) 本プラン継続の必要性及び目的

当社がこれまで培ってきた技術力とその商品・サービスは、今後の通信ネットワークの発展・構築には必要不可欠であり、特に、有線通信・無線通信双方において、研究開発から製造、保守用途まで多岐にわたる計測器を提供できる能力を持つ企業は世界でも限られています。このため、当社がこれまで蓄積してきた専門知識、技術、ノウハウ等に興味を示し、突如として大規模買付者が出現する可能性が、引き続きあると考えています。

もとより、前記1. (2)「基本方針」のとおり、当社は、株式公開企業であり、大規模買付行為に応じて当社株式を売却されるか否かは、最終的に当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。しかし、当社は、今後も継続的に企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保するには、アンリツグループの各事業がシナジーを創出し、グループ全体のブランド力を高めていくことが重要であり、また、110年を超えて培った情報通信等に関する専門知識・技術・ノウハウをはじめとする当社の企業価値の把握は、当社の事業

特性に対する理解なくしては困難であると考えております。

そこで、前記 1. (2)で述べましたとおり、当社は、大規模な買付行為を行う者は、株主の皆様への判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会における一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始すべきである、と考えております。

## (2)本プランの概要

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報及び時間を確保するため、当社取締役会が、大規模買付情報の提供や当社取締役会による評価・検討期間の確保等を内容とする「大規模買付ルール」（その内容については後記(4)をご参照ください。）を定め、かかる大規模買付ルールに従い、大規模買付者に対してルールの遵守を求め、また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合及び遵守した場合につき一定の対応方針を定め、必要に応じて対抗措置として差別的行使条件を付した新株予約権の無償割当て等の当社の企業価値及び株主共同の利益を守るための適切な措置を実施する、というものであります。なお、対抗措置を発動しない場合は、ルールに定める期間経過後に、株主の皆様への判断を仰ぐこととなります。

## (3)対象となる大規模買付行為

本プランでは、以下の(a)又は(b)に該当する行為もしくはこれに類似する行為又は提案（以下「大規模買付行為」といいます。）がなされた場合を適用対象とします。ただし、予め当社取締役会が同意した買付けは含まないものとします。なお、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

(a)当社が発行者である株券等<sup>(注1)</sup>について、保有者<sup>(注2)</sup>の株券等保有割合<sup>(注3)</sup>が 20%以上となる買付け等

(b)当社が発行者である株券等<sup>(注4)</sup>について、買付け等<sup>(注5)</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>(注6)</sup>及び特別関係者<sup>(注7)</sup>の株券等保有割合の合計が 20%以上となる買付け等

なお、各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書な

<sup>(注1)</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。  
<sup>(注2)</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。）。本書において同じとします。  
<sup>(注3)</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。この場合においては、当該保有者の共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役がこれらに該当すると認められた者を含みます。）。本書において同じとします。）の保有株券等の数（同法同条第 4 項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。本書において同じとします。  
<sup>(注4)</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。(b)において同じとします。  
<sup>(注5)</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。本書において同じとします。  
<sup>(注6)</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。  
<sup>(注7)</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。）。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

らびにその他金融商品取引法に基づき当社が提出し、公衆の縦覧に供される書類のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

#### (4) 大規模買付ルールの内容

##### ① 大規模買付情報の提供の要求

大規模買付者には、買付けの実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。当社は、この意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。提出された情報が大規模買付情報として不十分であると当社取締役会が判断した場合には、必要に応じて後記5.(1)の独立委員会に諮問の上、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めて、大規模買付情報を追加的に提出するよう求めることがあります。また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された情報は、株主の皆様のご判断のために必要と認められる場合には、適切と判断される時点で、その全部又は一部を開示します。

大規模買付者が提供すべき大規模買付情報の項目の一部は以下のとおりであります。

- (a) 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- (b) 買付けの目的、方法及び内容（買付けの対価の価額・種類、買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付けの方法の適法性、買付けの実行の蓋然性を含みます。）
- (c) 買付けの価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）
- (d) 買付けの資金の裏付け（買付けの資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (e) 買付け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策
- (f) 買付け後の当社及び当社グループの従業員、労働組合、顧客、取引先、地域社会その他の利害関係者に関する対応方針
- (g) 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- (h) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の法令等の遵守に関する事項
- (i) その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、意向表明書等の記載を含む、当社取締役会等への一切の情報提供、通知・連絡ならびに交渉は、日本語においてなされるもののみ、正当なものとしします。

## ②買付内容の評価検討

### (イ)当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じ、次の期間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案作成のための期間（以下「買付行為評価期間」といいます。）として与えられるものとします。従って、大規模買付行為は、買付行為評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

(a) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合 60日間

(b) その他の大規模買付行為の場合 90日間

買付行為評価期間中、当社取締役会は、必要に応じ外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受け、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、公表します。また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

### (ロ)独立委員会による検討ならびに当社取締役会への勧告

当社取締役会は、前記(イ)の評価検討と併せて、大規模買付者から大規模買付情報等の提供を受けた後、独立委員会に、大規模買付者の買付内容の検討、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等及び対抗措置発動の是非等について諮問します。

独立委員会は、買付行為評価期間内に、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付けの内容等を検討し、後記(5)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に基づき、当社取締役会に対して対抗措置発動の是非を含む勧告（発動に関して株主総会の承認を受けるべき旨の勧告を含みます。）を行います。

独立委員会は、必要に応じ、買付内容等の検討、取締役会への勧告等に際し、外部専門家の助言を受けることができるものとします。また、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議等を求めた場合には、大規模買付者は、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会が、買付行為評価期間満了時まで、対抗措置発動又は不発動の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、大規模買付者の買付け等の内容の検討、大規模買付者との交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（原則として30日を上限とします。）で、買付行為評価期間を延長する旨の決議を行います。この場合、当社は、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を速やかに株主の皆様へ開示します。

## ③当社取締役会の決議等

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重し、最終的に対抗措置の発動・不発

動について決議するものとします。

ただし、独立委員会が対抗措置の発動に際して株主総会の承認を予め得るべき旨の勧告を行った場合、当社取締役会は、株主意思確認のための株主総会を招集し、対抗措置発動に関する議案を付議することができるものとします。当社取締役会は、当該株主総会において対抗措置発動に関する議案が可決された場合には、対抗措置発動の決議を行い、議案が否決された場合には、不発動の決議を行うものとします。

なお、対抗措置発動の取締役会決議に際しては、事前に監査役の過半数の同意を要するものとします。また、当社取締役会は、当該決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

#### **(5) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針**

##### **① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合**

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置として、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るための適切な措置をとることがあり、かかる措置として、後記(6)「対抗措置の概要」のとおり、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款が認める措置を行うことがあります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、ならびに、対抗措置の発動の適否及び具体的な方法については、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

##### **② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合**

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、例外的に大規模買付行為に対する対抗措置として、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るための適切な措置をとることがあり、かかる措置として、後記(6)「対抗措置の概要」のとおり、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款が認める措置を行うことがあります。具体的には、次の(a)から(f)までのいずれかに該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうものと判断します。大規模買付行為が次の(a)から(f)までのいずれにも該当しないと認められる場合には、当社は対抗措置を発動しません。なお、対抗措置の発動の適否及び具体的な方法については、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

- (a)株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求するような場合
- (b)当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような場合
- (c)当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用するような場合
- (d)当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けるような場合
- (e)強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付けである場合
- (f)当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な、従業員、顧客、取引先、債権者などの当社に係る利害関係者との関係を破壊することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある買付けである場合

### ③対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の無償割当てを決定した後であっても、大規模買付者から買付提案の判断の基礎になった事項に重要な変更を加える旨の申し出があった場合、大規模買付行為が存しなくなった場合その他対抗措置の発動が相当ではないと判断した場合には、原則として、対抗措置の発動により生じる株主の皆様への権利確定前に限り、新株予約権の無償割当ての中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。

かかる対抗措置発動の停止等を行う場合に、株主及び投資家の皆様にご与える影響については、後記 6. (2)をご参照ください。

### (6) 対抗措置の概要（新株予約権の無償割当て）

本プランにおける、大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、次のとおりであります。

#### ①割当の対象となる株主及び新株予約権の数

新株予約権の無償割当てを行う時に当社取締役会が定める一定の日（以下「割当基準日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する株式 1 株につき新株予約権 1 個の割合で、新株予約権の無償割当てをします。

#### ②新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての決議において当社取締役会が定めます。

#### ③新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 1 株以内で当社取締役会が定める数とします。ただし、当社が株式分割

又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

#### ④割当て新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当基準日における当社の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）を上限として当社取締役会が定める数とします。

#### ⑤新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とします。

#### ⑥新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

#### ⑦新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当ての決議において、取締役会が定める日を初日とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で定める期間とします。

#### ⑧新株予約権の行使条件

次の(a)から(d)までに掲げる者（以下「非適格者」といいます。）は、原則として新株予約権を行使できないものとします。

(a)大規模買付者

(b)大規模買付者の共同保有者

(c)大規模買付者の特別関係者

(d)上記(a)から(c)までに該当する者の関連者（実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、もしくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者。）

#### ⑨当社による新株予約権の取得

当社は、新株予約権につき、当社取締役会が定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち、当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換に、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる旨の取得条件を付けることがあります。かかる場合においては、当該取得がなされた日より後に、新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、当社による取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち、当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換に、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

## 4. 本プランの有効期間及び変更・廃止等

### (1)有効期間

本プランは、平成22年6月24日開催予定の当社第84期定時株主総会で出席株主の皆様

の議決権の過半数のご承認を頂けた場合にのみ、効力を生じます。同総会でご承認頂けた場合は、本プランの有効期間は、同総会終結の時から平成 25 年 3 月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までの約 3 年間とします。

## (2) 変更・廃止

本プランは、有効期間内であっても、独立委員会の勧告又は取締役会自身の判断により当社取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間内であっても、本プランの変更が必要になった場合には、独立委員会の勧告に従い随時見直しを行い、直近で開催される定時株主総会において、その変更内容につき株主の皆様にお諮りするものとします。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び内容（変更の場合）その他の事項について、速やかに情報開示を行います。

## (3) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成 22 年 4 月 27 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設又は改廃により、前記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、前記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲で読み替えることができるものとします。

## 5. 本プランの合理性

### (1) 独立委員会の設置

当社取締役会の恣意的判断を排除し、手続・判断の公正性・合理性を確保するため、当社は、社外取締役、社外監査役及び社外有識者からなる独立委員会を設置します。

独立委員会は取締役会の諮問機関として、大規模買付ルール of 遵守状況の確認、買付内容等の検討及び対抗措置の検討を行い、対抗措置発動の是非について当社取締役会に勧告を行います。なお、独立委員会による評価検討に際しては、前記 3. (5)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に基づいて判断するものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重します。

独立委員会の委員の人数は、原則 3 名以上とし、任期は、原則選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の直後に開催される当社取締役会の終了の時までとします。

(独立委員会規則の概要ならびに各委員の氏名及び略歴については、それぞれ別紙 1 及び別紙 2 をご参照ください。)

### (2) 株主意思を尊重するものであること

当社は、本プランについて株主の皆様のご意思を反映するために、定時株主総会におけ

る株主の皆様のご承認の下に本プランを導入することとしております。

また、前記 3. (4)「大規模買付ルールの内容」に記載のとおり、所定の場合には当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

なお、前記 4.「本プランの有効期間及び変更・廃止等」に記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議により本プランを廃止することが可能です。

### **(3) 外部専門家の助言**

当社取締役会、監査役及び独立委員会は、その検討、判断に際して、公正性・合理性をより一層高めるため、必要に応じ会社の費用負担においてファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家の助言を受けることができるものとしします。

### **(4) 合理的な客観的条件の設定**

本プランにおける対抗措置は、前記 3. (5)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、予め定められた合理的な客観的条件に該当した場合のみ発動されるように設定するとともに、独立委員会の勧告を最大限尊重することにしており当社取締役会の恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

### **(5) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること**

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足し、かつ、平成 20 年 6 月 30 日付の企業価値研究会の「近時の諸環境を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

### **(6) デッドハンド型の買収防衛策ではないこと**

本プランは、前記 4.「本プランの有効期間及び変更・廃止等」に記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

### **(7) 本プランについての当社の判断**

本プランは、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、対抗措置の概要等を規定するものでありますが、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かの判断を可能とするために、大規模買付行為者から情報提供をすること、及び、それに対する当社取締役会における一定の評価期間が経過した後にのみ、大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じ

ることがあることを定めております。また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと認められる大規模買付行為に対しては、対抗措置を講じることがあることを定めております。よって、本プランは、基本方針に沿うものであると考えます。

また、前記(1)から(6)より、当社は、本プランが、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

## 6. 株主及び投資家の皆様に与える影響

### (1) 本プラン導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プラン導入時点においては、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款が認める措置自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

この点、大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記3. (5)において述べましたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が新株予約権の無償割当てを決議した場合、割当基準日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他後記(3)「新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」②において詳述する新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。ただし、当社は、後記(3)「新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」③に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換に当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保

有する当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当基準日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあり、その場合には、当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式 1 株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### **(3)新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続**

#### **①新株予約権の無償割当ての手続**

当社取締役会において新株予約権の無償割当てを決議した場合には、当社は、割当基準日を公告します。割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、新株予約権が無償にて割り当てられ、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

#### **②新株予約権の行使手続**

当社は、割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（当社所定の書式といたします。）その他新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権 1 個につき、1 株以下で当社取締役会が定める数の当社株式が発行されることとなります。

#### **③当社による新株予約権の取得手続**

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換に当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、株主の皆様においては、金銭の払込みを含む前記②に記載の新株予約権の行使手続は不要ですが、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細につきましては、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

## 独立委員会規則の概要

### 1. 構成

- ・独立委員会は、企業経営についての高度の見識又は高度の専門知識を有しており、かつ当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者で構成するものとし、その人数は原則として3名以上とします。
- ・独立委員会の委員は、当社取締役会の決議により選任します。

### 2. 任期

- ・独立委員会の委員の任期は、原則として選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の直後に開催される当社取締役会の終了の時までとし、当該委員が再任することを妨げないものとし、任期の満了する取締役会において別段の決議がされなかったときは、当該取締役会において再任されたものとみなします。ただし、当社社外取締役又は当社社外監査役であった委員が、当社社外取締役又は当社社外監査役でなくなった場合には、独立委員会の委員としての任期も同様に終了するものとし、

### 3. 権限及び責任

- ・独立委員会は、取締役会の諮問に応じ、主として次に掲げる事項について審議・決議し、その決議の内容を、理由を付して当社取締役会に勧告するものとし、
  - 1 大規模買付ルールが遵守されたか否かの判断
  - 2 本プランの対象となる大規模買付行為により、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうか否かの判断
  - 3 大規模買付者が提供する情報が必要かつ十分なものであるかどうかの判断
  - 4 買付行為評価期間の延長が必要かどうかの判断
  - 5 対抗措置の発動の要否（発動に関して株主総会の承認を受けるべき旨の勧告を含む。）
  - 6 対抗措置の中止等の要否
  - 7 本プランの廃止又は変更の要否
- ・独立委員会は、上記の事項に加え、取締役会の諮問・要請に応じ、以下に記載される事項等を行うことができます。
  - 1 大規模買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - 2 大規模買付者による大規模買付行為の内容の精査、検討
  - 3 大規模買付者との交渉・協議
  - 4 当社取締役会に対する代替案の提出の要求、代替案の検討

- ・独立委員会は、大規模買付者に対し、提供された大規模買付情報が不十分であると判断した場合には、情報を追加的に提供するよう求めることができます。また、独立委員会は、大規模買付者から十分な情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、大規模買付者の大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠となる資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう求めることができます。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができます。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を受けることができます。
- ・独立委員会は、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上の観点から決議その他の事項を行うことを要し、各委員は自己又は経営陣を含む第三者の個人的利益を図ることを目的としてはなりません。
- ・当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動その他の事項に関し、決議を行うものとします。

#### 4. 決議

- ・独立委員会の決議は、原則として、特別利害関係者を除く全ての委員が出席し、その過半数をもって行います。ただし、委員に事故その他やむを得ない事由がある場合は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行います。

以 上

別紙2

独立委員会の委員の略歴

清田 瞭 (きよた あきら) 昭和20年5月6日生

- 昭和44年4月 大和証券株式会社入社
- 平成6年6月 同社取締役就任
- 平成9年6月 同社常務取締役就任
- 平成9年10月 同社代表取締役副社長就任
- 平成11年4月 大和証券エスピーキャピタル・マーケッツ株式会社(現大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社) 代表取締役社長就任
- 平成16年6月 株式会社大和証券グループ本社取締役副会長兼執行役就任
- 平成17年6月 当社取締役(社外取締役) 就任(現任)
- 平成20年6月 株式会社大和証券グループ本社取締役会長兼執行役就任(現任)

龍岡 資晃 (たつおか すけあき) 昭和16年9月28日生

- 昭和41年4月 東京地方裁判所判事補
- 昭和44年4月 福島地方・家庭裁判所いわき支部判事補
- 昭和47年4月 東京地方裁判所判事補
- 昭和51年4月 大阪地方裁判所判事(大阪高等裁判所判事職務代行)
- 昭和54年4月 最高裁判所調査官
- 昭和59年4月 東京地方裁判所判事(東京高等裁判所判事職務代行)
- 昭和60年4月 東京高等裁判所判事
- 昭和62年4月 札幌地方裁判所判事・部総括
- 平成3年4月 最高裁判所上席調査官
- 平成7年4月 東京地方裁判所判事・部総括
- 平成10年2月 宇都宮地方裁判所所長
- 平成11年8月 東京高等裁判所判事・部総括
- 平成13年9月 東京地方裁判所所長
- 平成15年1月 広島高等裁判所所長官
- 平成17年5月 福岡高等裁判所所長官
- 平成18年9月 定年退官
- 平成18年10月 学習院大学法科大学院非常勤講師
- 平成19年2月 弁護士登録
- 平成19年4月 学習院大学法科大学院教授(現任)
- 平成19年6月 当社監査役(社外監査役) 就任(現任)

細田 泰 (ほそだ やすし) 昭和 22 年 3 月 27 日生

昭和 44 年 4 月 ソニー株式会社入社  
昭和 63 年 2 月 ソニー・オーストラリア・リミテッド取締役就任  
平成 4 年 4 月 ソニー株式会社 オーディオ海外マーケティング部統括部長  
平成 6 年 5 月 ソニー・ポルトガル・リミターダ代表取締役社長就任  
平成 7 年 10 月 ソニー・ヨーロッパ (アムステルダム) ビーブイ 取締役ハイファイ担当就任  
平成 8 年 4 月 ソニー株式会社 パーソナル&モバイル・コミュニケーション・カンパニー  
海外マーケティング部統括部長  
平成 9 年 6 月 株式会社ソニー・ピクチャーズエンタテインメント代表取締役社長就任  
平成 10 年 3 月 株式会社ソニー・ピクチャーズテレビジョン・ジャパン代表取締役会長就任  
平成 13 年 6 月 株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ代表取締役社長就任  
平成 15 年 6 月 同社代表取締役会長就任  
平成 18 年 6 月 同社取締役相談役就任  
平成 19 年 7 月 株式会社アペックス顧問就任 (現任)  
平成 19 年 9 月 ユニゾン・キャピタル株式会社マネジメント・アドバイザー就任 (現任)  
平成 22 年 4 月 金沢工業大学大学院客員教授 (現任)

伊東 敏 (いとう さとし) 昭和 17 年 7 月 25 日生

昭和 42 年 1 月 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー日本事務所入所  
昭和 45 年 12 月 公認会計士登録  
昭和 53 年 9 月 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー パートナー  
平成 5 年 9 月 朝日監査法人 (現あずさ監査法人) 代表社員  
平成 13 年 8 月 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー日本事務所、朝日監査法  
人 (現あずさ監査法人) 退所  
平成 14 年 4 月 中央大学会計専門大学院 (現中央大学専門職大学院) 国際会計研究科教  
授  
平成 19 年 3 月 同大学院国際会計研究科教授退任  
平成 20 年 6 月 日本電気株式会社監査役 (社外監査役) 就任 (現任)

(注) 細田 泰氏は平成22年6月24日開催予定の当社第84期定時株主総会において、当社取締役(社外取締役)に就任予定です。

以 上

## 大株主の状況

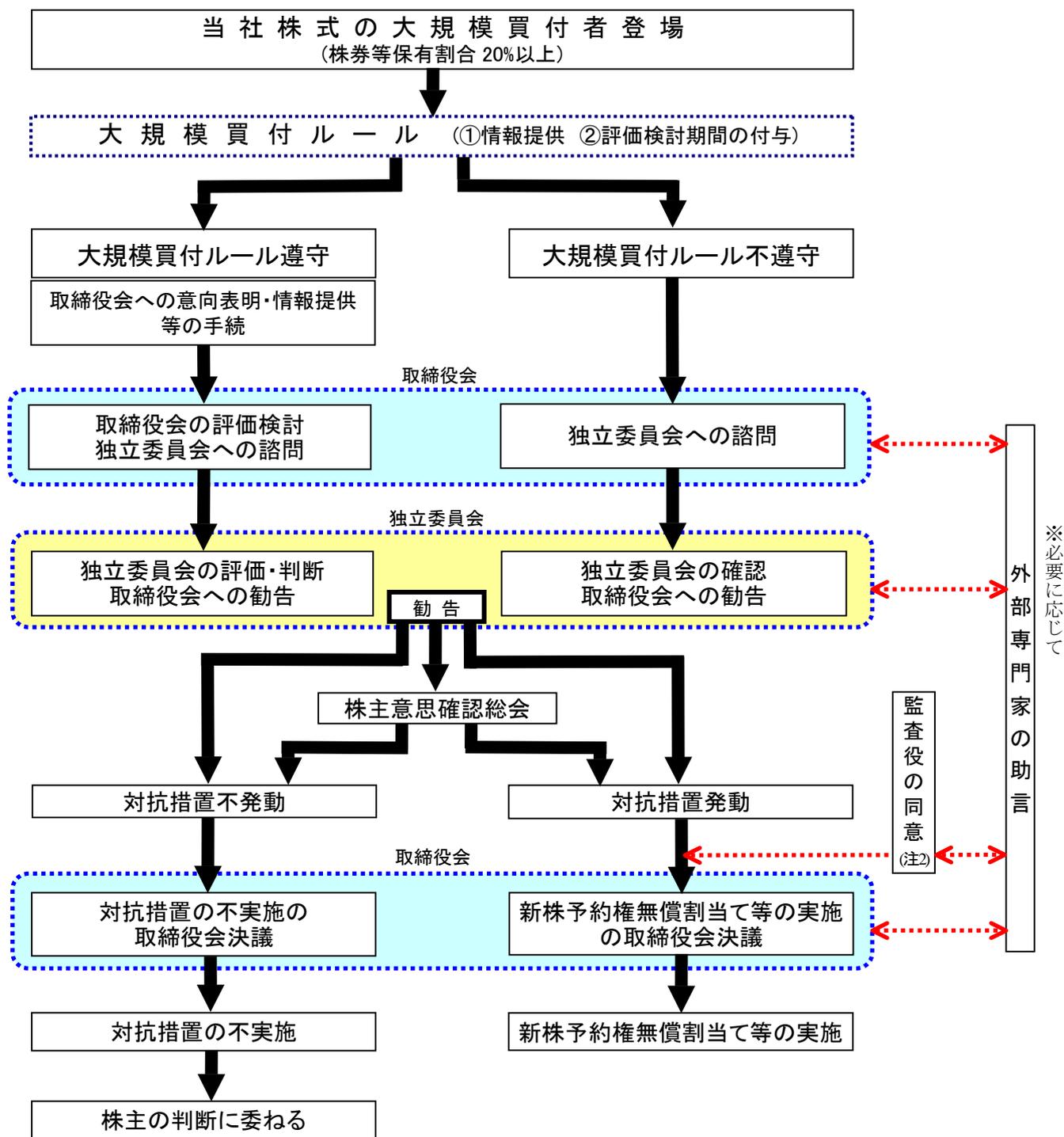
平成22年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社 退職給付信託口)	19,200	15.07
日 本 電 気 株 式 会 社	8,312	6.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,214	4.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,238	4.11
三井住友海上火災保険株式会社	2,964	2.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社・住友信託退給口	2,500	1.96
住友生命保険相互会社	2,314	1.82
CREDIT SUISSE SEC (EUROPE) LTD PB SEC INT NON-TR CLT	2,271	1.78
資金管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1,451	1.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041	1,249	0.98

(注) 持株比率は自己株式(606,015株)を控除して計算しております。

以 上

大規模買付行為が開始された場合のフローチャート



(注 1)上記フローチャートは、本プランに対する理解を容易にすることを目的とした参考資料です。本プランの詳細については本文をご参照ください。

(注 2)対抗措置発動の取締役会決議に際しては、事前の監査役の同意を必要とし、対抗措置不発動の場合は不要とします。

以 上